



令和2年6月30日(火)  
【照会先】  
愛知労働局需給調整事業部  
需給調整事業第二課  
課長 山下 保  
課長補佐 高橋 邦彦  
(電話) 052-685-2555

報道関係者 各位

## 令和元年度労働者派遣事業等に係る指導監督状況及び 令和2年度指導監督方針について

愛知労働局(局長 木原 亜紀生)は、令和元年度の労働者派遣事業及び職業紹介事業に係る指導監督状況及び令和2年度の指導監督方針を取りまとめました。

### < 概要 >

#### 【令和元年度指導監督状況 概要】

##### 1 指導監督実施状況 (P2の項目1を参照)

労働者派遣事業に係る指導監督事業所数は、全体で1,340事業所で対前年度比3.3%増となり、指導監督を行った事業所のうち、文書指導を行った事業所数は523事業所でした。

職業紹介事業等においては、平成30年1月1日に施行された職業安定法改正法について指導監督に努めた結果、指導監督事業所数は、491件で対前年度比51.5%増となりました。

##### 2 集団指導(制度周知の説明会等)実施状況 (P4の項目3を参照)

「労働者派遣事業・請負事業適正化研修会」をはじめ、令和2年4月1日に施行された労働者派遣法の法制度周知のための各種セミナーを142回実施、11,394名が受講しました。

また、事業主団体等へも積極的に講師の派遣を行いました。

#### 【令和2年度指導監督方針 概要】 (P5の項目4を参照)

平成27年改正労働者派遣法により義務付けられた措置等の適正な履行に向けて取り組みます。

令和2年4月1日施行の派遣労働者の待遇改善(同一労働同一賃金)について、適切な制度運用が実施されるよう重点的に助言・指導に取り組みます。

医療従事者、介護従事者及び保育士等に係る職業紹介事業者のうち、求人者から就職者の早期離職及び手数料に関するトラブル等の情報提供に対して、厳正な指導監督に取り組みます。

# 1 指導監督実施状況

項目	元年度	30年度	前年度比(差)
①指導監督事業所数(調査を行った件数)	1,849	1,632	13.3%
労働者派遣事業	1,340	1,297	3.3%
派遣元	532	631	△15.7%
不更新・廃止	517	350	47.7%
派遣先	291	316	△7.9%
請負・委託関係	18	11	63.6%
受託者	6	6	0.0%
発注者	12	5	140.0%
職業紹介事業	491	324	51.5%
うち不更新・廃止	56	50	12.0%
②文書指導を行った事業所数(※1)	677	577	17.3%
労働者派遣事業	523	488	7.2%
派遣元	299	230	30.0%
派遣先	224	258	△13.2%
請負・委託関係	7	10	△30.0%
受託者	2	5	△60.0%
発注者	5	5	0.0%
職業紹介事業	147	79	86.1%
③文書指導率(%) (※2)	53.1	46.8	6.3%
労働者派遣事業	63.5	51.5	12.0%
派遣元	56.2	36.5	19.7%
派遣先	77.0	81.6	△4.6%
請負・委託関係	38.9	90.9	△52.0%
受託者	33.3	83.3	△50.0%
発注者	41.7	100.0	△58.3%
職業紹介事業	33.8	28.8	5.0%

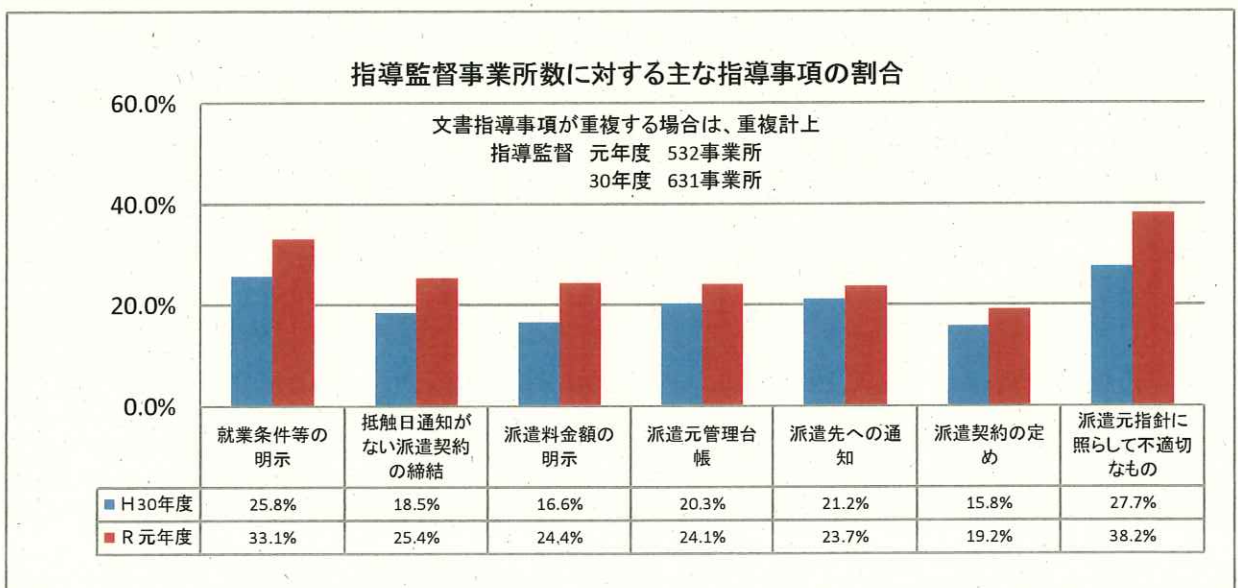
※1 派遣元・派遣先指針に係る指導助言を含めて計上

※2 指導監督事業所数から不更新・廃止を除いた数のうち文書指導を行った割合を計上

## 2 主な文書指導事項

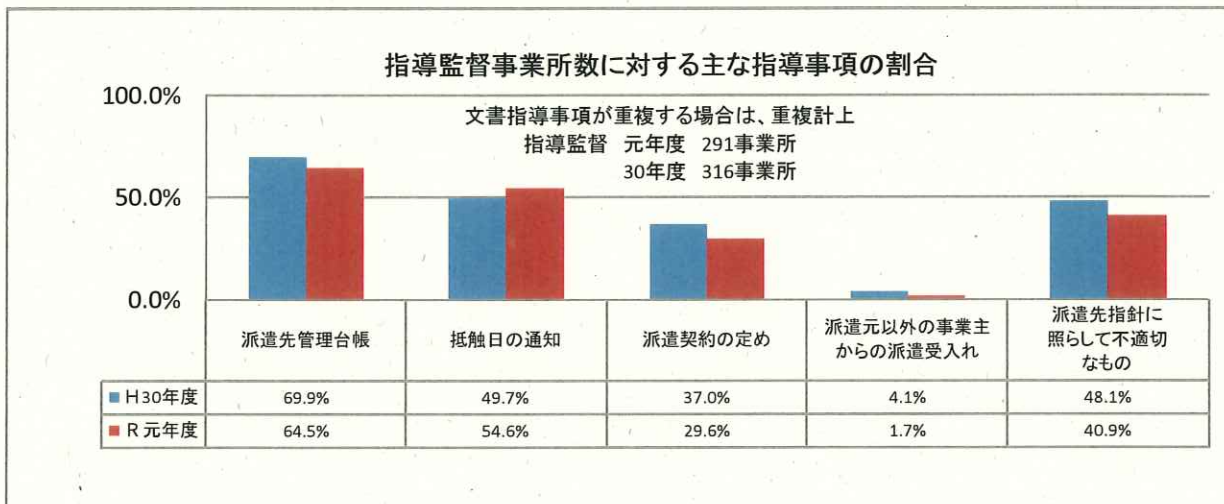
### (1) 労働者派遣事業

#### ① 派遣元



- 就業条件等の明示（派遣業務内容、派遣先名等の派遣労働者に対する書面による明示）
  - ・法定項目が記載されていない（就業時間外（就業日外）労働させることができる時間数又は日数、事業所単位及び個人単位の派遣期間の制限に抵触することとなる日又は期間制限に該当しない場合はその旨、社会保険に加入しない場合はその理由 等）
  - ・就業条件の明示を行っていない（書面による明示をしていないものを含む）
- 抵触日通知がない派遣契約の締結
  - ・派遣期間の制限のある場合において、派遣先から派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知を受けずに新たな派遣契約を締結している
- 派遣料金額の明示（派遣労働者への派遣料金の書面による明示）
  - ・派遣労働者に対し派遣料金の明示を行っていない（書面による明示をしていないものを含む）
- 派遣元管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）
  - ・法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）
  - ・派遣元管理台帳が作成されていない
- 派遣先への通知（派遣先への派遣労働者に関する通知）
  - ・法定項目が記載されていない（社会保険及び雇用保険の加入状況（確認書類の派遣先への不提示を含む）、派遣労働者の雇用契約期間が無期雇用か否かの別、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）
- 派遣契約の定め（派遣先との派遣就業に関する契約）
  - ・法定項目が記載されていない（無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定するか否かの別、派遣就業場所の組織単位 等）
- 派遣元指針に照らして不適切なもの（派遣元が講ずべき措置に対してその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの）
  - ・就業日ごとの休憩時間、従事した業務内容等の就業状況を確認するとともに、派遣先との連絡調整が的確に行われていない
  - ・教育訓練計画が適切に作成されていない

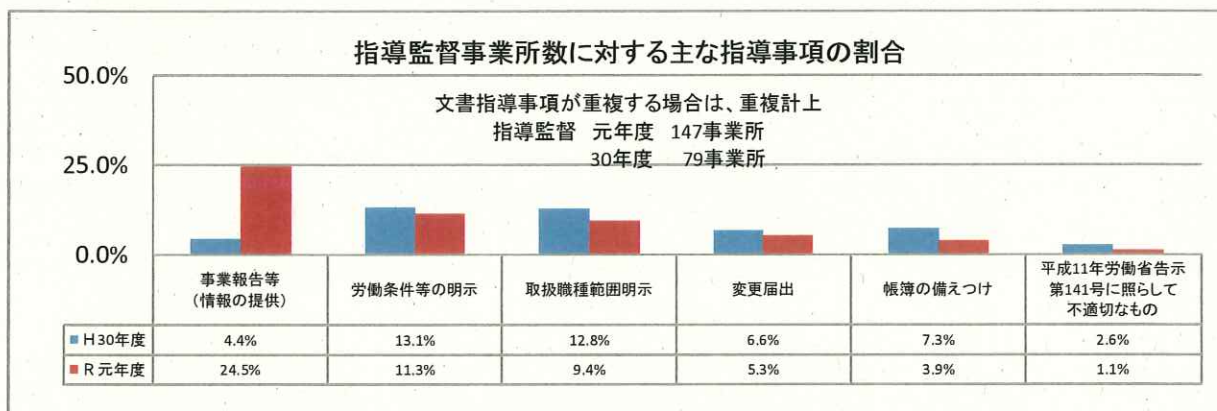
## ② 派遣先



- 派遣先管理台帳（派遣労働者の就業状況の記録）
  - ・法定項目が記載されていない（派遣就業場所の組織単位、派遣労働者が60歳以上であるか否かの別 等）
  - ・派遣元に対し、派遣就業の状況に係る通知が適切に行われていない
  - ・派遣先管理台帳が作成されていない
- 抵触日の事前通知（事業所単位の期間制限に抵触する日の派遣契約締結前の派遣元への通知）
  - ・派遣期間の制限のある場合において、事前に派遣期間の制限に抵触することとなる日の通知をしていない
- 派遣契約の定め（派遣元との派遣就業に関する契約）
  - ・法定項目が記載されていない（無期雇用派遣労働者又は60歳以上に限定するか否かの別、派遣就業場所の組織単位 等）

- 派遣先指針に照らして不適切なもの（派遣先が講ずべき措置に対してその適切かつ有効な実施を図るために必要な事項を定めたもの）
- ・ 社会保険等への加入状況について、被保険者証等の確認書類の提示を受けることにより確認をしていない

## (2) 職業紹介事業



事業報告等（情報の提供）

- ・ 人材サービス総合サイトへの情報掲載をしていない。（紹介により就職した者の数、手数料に関する事項、返戻金制度に関する事項等の情報提供）

労働条件等の明示（求人者からの労働条件明示を受け、求職者へ明示）

- ・ 法定項目が記載されていない（残業、休日出勤 等）
- ・ 労働条件の明示が行われていない（書面交付が行われていないものを含む）

取扱職種の範囲等の明示（求人者、求職者への業務の内容の明示）

- ・ 取扱職種の範囲等の明示が行われていない（書面の交付がないものを含む）
- ・ 法定項目が明示されていない（苦情の処理、求人者・求職者の個人情報の取扱いに関する事項）

## 3 集団指導（制度周知の説明会等）実施状況

内 容	元年度 実施回数	元年度 受講者数	30年度 受講者数	前年度比
① 労働者派遣事業・請負関係	142	11,394	13,129	△ 13.2%
ア 需給調整事業部各種講習会	86	2,171	2,381	△ 8.8%
・ 労働者派遣事業新規許可事前講習会 (旧特定労働者派遣事業主対象申請説明会を含む)	11	99	326	△ 69.6%
・ 労働者派遣事業主許可証交付説明会	9	147	1,129	△ 87.0%
・ 労働者派遣事業主許可更新講習会	5	180	0	-
・ 派遣労働者等セミナー	52	995	926	7.5%
・ その他（事業報告記載説明会）	9	750	0	-
イ 労働者派遣事業・請負事業適正化研修会	29	4,778	2,873	66.3%
ウ 学卒求人説明会	13	3,727	4,124	△ 9.6%
エ その他（事業主団体会場への講師派遣等）	14	718	3,751	△ 80.9%
② 職業紹介事業関係	28	541	371	45.8%
ア 需給調整事業部各種講習会	24	459	247	85.8%
イ その他（事業主団体連合への講師派遣等）	4	82	124	△ 33.9%
計	170	11,935	13,500	△ 11.6%

## 4 令和2年度指導監督方針

### (1) 労働者派遣事業関係

労働者派遣事業の適正な運営の確保に向けて、平成27年法改正の最重要義務である派遣期間制限の順守及び派遣労働者の雇用安定措置等が適正に履行されるよう厳正な指導監督を実施します。

令和2年4月1日施行の派遣労働者の不合理な待遇差の解消を目的とした待遇決定に係る規定について、法の趣旨に則った制度運用が実施されるよう重点的に助言・指導に取り組みます。

派遣労働者等からの申告、苦情相談については、正確な内容の把握に努めるとともに、問題が認められる事案については、迅速かつ適切に対応します。なお、是正指導に当たっては十分な確認調査を行い、違法事案の是正の徹底を図るとともに、重篤な法違反には行政処分を含め厳正に対処します。

### (2) 職業紹介事業関係

平成30年1月1日に施行された職業安定法改正法の適正な履行に向けて、計画的・効率的な指導監督を実施します。

特に、適切な労働条件の明示及び的確な募集条件の表示等について、ハローワーク、職業紹介事業者及び募集情報等提供事業者と連携し、求人者及び労働者募集を行う者に対して周知を図り、適切な運用の推進を図ります。

医療従事者、介護従事者及び保育士等に係る職業紹介事業者のうち、求人者から就職者の早期離職及び手数料に関するトラブル等の情報提供に対して、厳正な指導監督を実施します。

### (参考) 労働者派遣事業所数及び職業紹介事業所数の推移

	元年度	前年度比	30年度	29年度	28年度	27年度
派遣事業計	3,692	3.1%	3,581	6,263	6,563	6,992
派遣	3,691	6.0%	3,482	2,350	1,805	1,500
(旧) 特定	1	△ 99.0%	99	3,913	4,758	5,492
紹介事業計	2,119	10.0%	1,927	1,771	1,634	1,561
有料	1,929	11.8%	1,725	1,538	1,401	1,338
無料	190	△ 5.9%	202	233	233	223

※ 令和元年度の数値は、届出受理日の関係上、変動する可能性がある。

※ 「(旧) 特定」とは、平成27年9月30日の労働者派遣法改正前に届出をした特定労働者派遣事業のことであり、経過措置として平成30年9月29日までに許可申請している場合、許可または不許可がなされるまでは引き続き「その事業が「常時雇用される労働者」のみである労働者派遣事業」を行うことができる。